

第2期 枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画) (素案)

についてご意見をお聞かせください

1. 趣旨

平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村において自殺対策計画を策定することが義務付けられたことを受け、平成31年度から5年間の計画期間とする「枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)を策定しました。今回、計画が終期を迎えるにあたり、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのないひらかた」を実現するために、第2期計画を策定することとなりました。

つきましては、枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)素案についてご意見をお聞かせください。

市民のみなさまから提出いただいたご意見を参考にさせていただき、今後、計画策定に向けて取り組んでまいります。

2. 意見募集期間

令和5年12月7日(木曜日)から12月27日(水曜日)

3. 計画(素案)及び参考資料

枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画) (素案)

計画(素案)及び参考資料は意見回収箱の設置場所にて公開しているほか、市役所別館6階行政資料コーナー及び市ホームページにも掲載しております。

参考資料

枚方市自殺対策計画審議会について

4. 提出方法 (①②いずれかの方法でお願いします)

- ①意見提出用紙に必要事項およびご意見を記入のうえ、意見回収箱に投函してください。
郵便、ファックス、電子メール(意見提出用紙を添付)でもお受けしています。

- ②右記のコードを読み取り、アンケートフォームに必要事項及びご意見を入力のうえ送信してください。

QRコード記載

意見回収箱設置場所

- ・市役所本館受付
- ・市役所別館受付
- ・各支所
- ・各生涯学習市民センター
- ・保健センター受付(2階)
- ・健康福祉政策課(市役所別館2階)
- ・保健医療課(保健所1階)

5. ご意見いただく場合の注意点

- ①対象は、本市在住・在職・在学の方及び本市で活動している個人並びに本市に所在する団体・グループに限ります。
- ② ご意見を提出いただく場合は、必ず氏名または団体・グループ名と住所（所在地）および電話番号（ファックス番号）は記入してください。記入されていない場合は、受付できませんのでご注意ください。尚、これらの個人情報に関しては、公開いたしません。
- ③ 電話や窓口での口頭によるご意見は受付しておりません。
- ④個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨をご了承願います。

6. 問い合わせ先

枚方市 健康福祉部 保健所 保健医療課

〒573-0027

枚方市大垣内町2丁目2番2号

電話) 072-807-7623

Fax) 072-845-0685

Mail) hoiry@city.hirakata.osaka.jp